

## 第5章 重点区域の景観形成に関連する措置

### 5-1 都市計画との連携

本市は、非線引都市計画区域であり、市内全域（11,823ha）が都市計画区域となっており、その内の約7%に用途地域を定めている。

重点区域の用途地域の指定は、ほとんどが第1種住居地域、第2種住居地域、第2種中高層住居専用地域で、本川沿いと楠通の一部に近隣商業地域となっているが、住環境に配慮した指定を行っている。

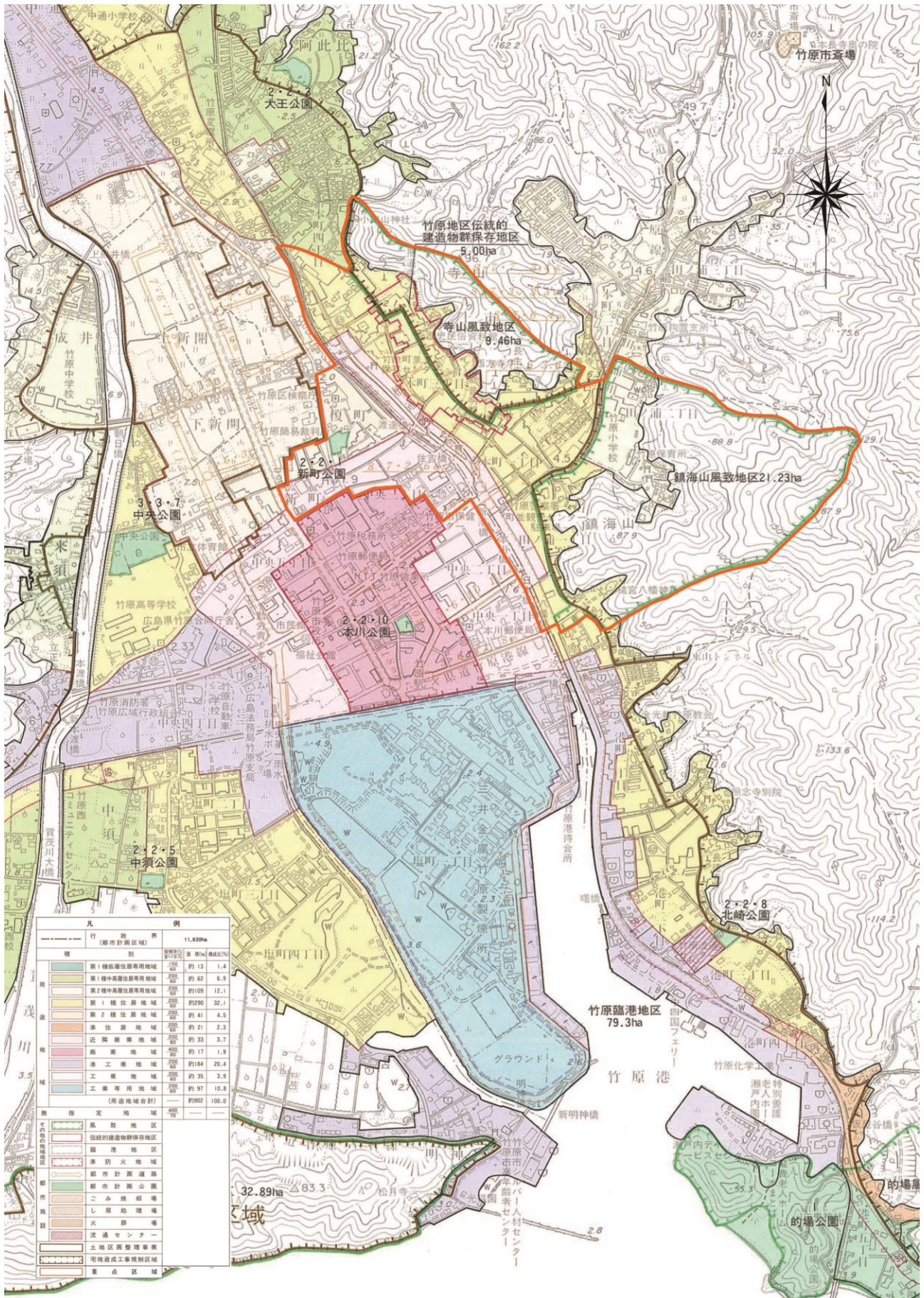
寺山風致地区と鎮海山風致地区が竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区の背後の景観をなす地区として指定され、寺山風致地区は竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区の一部を含んでおり、景観形成に配慮している。

都市計画の活用においては、今後の景観計画策定の取組の中で、良好な市街地景観の保全を図っていく。

重点区域内の主な都市計画

用途地域	第1種住居地域、第2種住居地域、第2種中高層住居専用地域、近隣商業地域
伝統的建造物群保存地区	竹原市竹原地区
風致地区	寺山地区、鎮海山地区





重点区域における都市計画図



## 5-2 景観計画の活用

竹原市は全域が「ふるさと広島」の景観の保全と創造に関する条例（平成3年広島県条例第4号）に基づく大規模行為届出対象地域に指定されており、この条例に基づき作成された広島県大規模行為景観形成基準により、大規模行為地の位置、緑化、形態、意匠や色彩などの配慮事項が定められ、景観の保全が図られている。

今後は景観法に基づく景観行政団体となり、広島県景観形成基本方針や竹原市都市計画マスタープランの都市景観形成の方針を踏まえ、本市の特性を踏まえた市の景観計画を策定する。また、本計画の重点区域である「竹原町歴史的風致維持向上地区」には、住民の意見を踏まえ、必要に応じ景観上の規制措置を検討し、景観形成基準を含め、周囲の山並みを含めた歴史的な町並みの景観の保全を図る。

## 5-3 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例による措置

竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区は昭和57年12月に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている。

本地区では文化財保護法と同法に基づいた竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例により、価値ある環境を良好な状態で保存していくための保存計画を定めるとともに、本地区内において、建物の新築、増改築、除去等や、建物の修繕や色彩の変更などの外観変更など、現状変更行為に対して規制を行っている。

伝統的建造物については、主としてその外観を維持する修理を行うこととしている。また、伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転または修繕、模様替え若しくは色彩の変更については、次の基準により伝統的建造物に類似したもの、または調和のとれたものとしている。

竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区保存計画 修景基準

屋根	灰色(N-4.0)の日本瓦若しくはこれに類するもの
外壁	白(N-9.0~N8.5) 灰(N-4.0~N4.5) 橙(5YR7/8~5YR7/8)漆喰またはこれに類するもの
建具	木造あるいは茶褐色(5.0YR2.5/2)若しくは黒のカラーサッシュまたはこれに類するもの
軒先等	雨戸・樋の色は屋根または建具の色に準ずる
門	小屋根をもった板扉戸・引戸・格子戸のいずれかとする

※( )内はマンセル値

これらの現状変更行為の規制や保存修理・修景事業により、本地区の歴史的景観を守ってきたが、重要伝統的建造物群保存地区選定前にはなかった京風の格子や竹製の犬矢来などの要素が登場していることから、本地区の特徴を踏まえた保存計画となるよう見直しを進めていく。

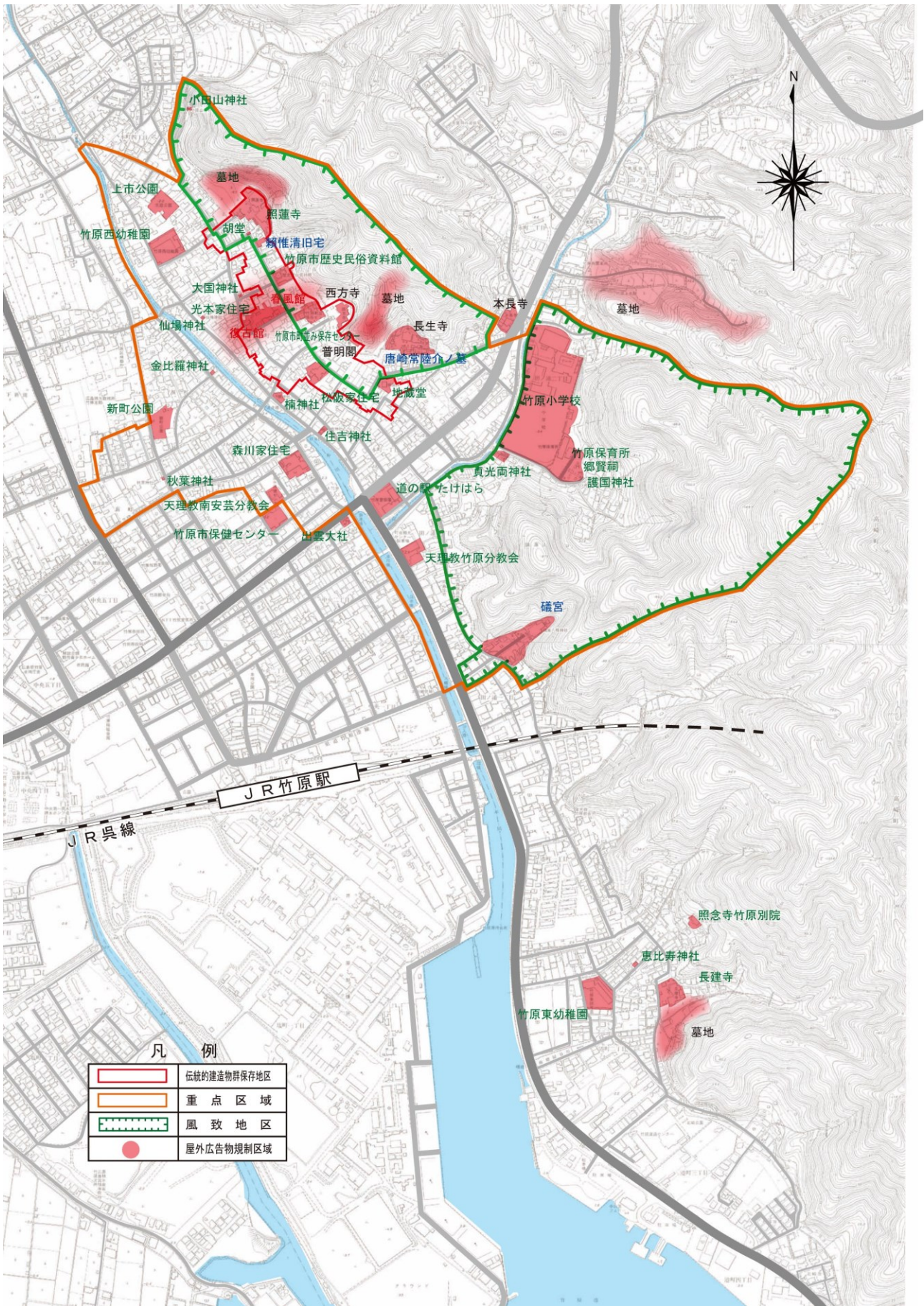
また、伝統的建造物群保存地区における保存修理・修景事業や環境整備の基準、現状変更許可基準についても、「竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区見直し調査報告書」に基づき、新たに作成する。

#### **5-4 屋外広告物の規制**

竹原市は屋外広告物に係る届出許可、簡易除去事務について、平成22年度に広島県から権限移譲されている。

広島県屋外広告物条例では、禁止地域、許可地域が指定されており、高さ、大きさなどの許可基準が設けられ規制を行っている。竹原市全域が許可地域として指定されており、本計画重点区域のうち、重要文化財春風館頼家住宅及び復古館頼家住宅の周囲50m以内、照蓮寺、西方寺、長生寺、礪宮八幡神社など社寺・仏堂のある境域が禁止地域となっており、良好な景観の形成、風致の維持が図られている。

今後は更に良好な景観の形成、風致の維持が図られるよう、策定予定の景観計画に基づく屋外広告物条例の制定を検討し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。



重点区域における屋外広告物の規制図